

社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が公の施設の管理を行わせている団体に対して、公の施設の管理が適正に行われているか監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

(1) 監査対象団体

都が公の施設の管理（指定管理者）として、社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会（以下、「守る会」という。）に施設の管理を行わせている、東京都立東大和療育センター（分園「よつぎ療育園」を除く。）及び東京都立東部療育センター（以下、「両センター」という。）を監査対象とした。

(2) 監査対象局

福祉保健局

2 団体の概要

(1) 団体の概要

今回、監査対象とした社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の定めるところにより、社会福祉事業を行うために設立された法人であり、関連の社会福祉施設等を設置し、運営している。

監査対象とした両センターは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく「児童福祉施設」「医療型障害児入所施設」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法、平成17年法律第123号）に基づく「療養介護」「生活介護」「短期入所」を実施する施設であるとともに、医療法（昭和23年法律第205号）による「病院」としての機能を併せ持つ都立施設である。

また、東京都立重症重度心身障害児者施設条例（昭和43年東京都条例第25号）に基づく施設であり、同条例により、都が公の施設の管理（指定管理者）として、法人に施設の管理を行わせているものである。

監査対象とした団体の概要は、表1のとおり、対象施設（両センター）の概要は、表2のとおりである。

(表1) 団体の概要

(平成28. 3. 31現在)

団体名 (設立認可年月日)	団体の概要	役員等(人)	所在地
社会福祉法人 全国重症心身障害児 (者)を守る会 (昭和41年4月16日)	重症心身障害児(者)を対象として、施設対策と在宅対策の運動を進め、親の意識の啓発と連携を密にするとともに、重症心身障害児(者)の生活支援に寄与することを目的として、次の事業を行っている。 ア 重症心身障害児療育相談センターの経営 イ 保健医療・福祉施設あしかがの森の経営 ウ 東京都立東大和療育センター及び東京都立東部療育センターの運営 エ その他6施設の運営等	名誉理事長1 理事長1 常務理事3 理事15 監事2 職員718	世田谷区三宿

(表2) 両センターの概要

(平成28. 3. 31現在)

指定管理者	施設名	施設種別	職員数	所在地
社会福祉法人 全国重症心身障害児 (者)を守る会	東京都立東大和療育センター	医療型障害児入所施設・療養介護など	196人	東大和市桜が丘
		平成4年8月開所、当初は、公の施設の管理委託で守る会が運営(受託)、その後、平成18年より、指定管理者制度となり、同じく守る会が指定管理者に選定され、以降運営している。		
	東京都立東部療育センター	医療型障害児入所施設・療養介護など	212人	江東区新砂
		平成17年12月開所、当初より、守る会が指定管理者に選定され、以降運営している。		

3 都との関係

都は、社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会に対し、両センター分として、表3のとおり、平成25年度に52億5,735万余円、平成26年度に52億8,336万余円、平成27年度に52億7,716万余円の指定管理料をそれぞれ支出している。

(表3) 両センターの指定管理料

(単位：千円)

施設名	平成25年度	平成26年度	平成27年度
東京都立東大和療育センター 協定額	2,589,882	2,613,275	2,612,373
戻入額	2,171	1,276	6,295
精算後	2,587,711	2,611,998	2,606,077
東京都立東部療育センター 協定額	2,672,915	2,675,156	2,673,117
戻入額	3,267	3,791	2,024
精算後	2,669,647	2,671,364	2,671,092
精算後計	5,257,358	5,283,362	5,277,169

(1) 公の施設の管理（以下「指定管理」という。）の概要

監査対象とした指定管理の主な内容及び実績は、表4のとおりであり、指定管理契約の推移は、表5のとおりである。

(表4) 指定管理の主な内容及び実績

年 度	東京都立東大和療育センター			東京都立東部療育センター		
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
長期入所 病床数	92 床			90 床		
入所者数	92 人	91 人	92 人	90 人	90 人	90 人
平均年齢	49.2 歳	49.7 歳	50.7 歳	32.7 歳	34.0 歳	34.7 歳
短期入所 病床数	28 床			24 床		
平均利用者	18.8 人/日	19.1 人/日	19.6 人/日	15.9 人/日	14.5 人/日	14.3 人/日
利用率	67.1%	68.4%	70.1%	66.3%	60.4%	59.6%
医療入院 病床数	8 床			6 床		
平均利用者	4.2 人/日	3.0 人/日	1.8 人/日	3.5 人/日	3.4 人/日	2.4 人/日
利用率	52.5%	36.9%	22.9%	58.3%	56.7%	40.0%
外来 規模	150 人/日			100 人/日		
実績	137.1 人/日	136.4 人/日	135.3 人/日	101.8 人/日	104.3 人/日	103.6 人/日
通所 規模	30 人			30 人		
登録者	36 人	37 人	39 人	35 人	40 人	40 人
平均利用者	21.3 人/日	20.7 人/日	22.4 人/日	21.9 人/日	23.0 人/日	22.8 人/日
利用率	71.0%	69.0%	74.7%	73.0%	76.7%	76.0%

(表5) 指定管理契約推移

施設名	指定管理契約期間等
東京都立 東大和療育センター	第1回目 平成18年4月1日～平成23年3月31日 (公募)
	第2回目 平成23年4月1日～平成28年3月31日 (公募)
	第3回目 平成28年4月1日～平成38年3月31日 (公募)
東京都立 東部療育センター	第1回目 平成17年12月1日～平成27年3月31日 (公募)
	第2回目 平成27年4月1日～平成32年3月31日 (公募)

(2) 指定管理者管理運営状況評価

都では、指定管理者の毎年度の管理運営状況について、第三者の視点も含めた「指定管理者管理運営状況評価」を毎年実施し、管理運営の適正を確保するとともに、都民サービスの一層の向上を図っている。

法人及び両センターの管理運営状況評価の結果は、表6のとおりである。

(表6) 両センターの指定管理者管理運営状況評価の結果

施設名	指定管理者	総合評価(注)		
		平成25年度	平成26年度	平成27年度
東京都立 東大和療育センター	社会福祉法人 全国重症心身障害 児(者)を守る会	A	A	A
東京都立 東部療育センター		A	A	A

(注) 総合評価に係る評価基準は、次のとおりである。

S……管理運営が優良であり、特筆すべき実績・成果が認められた施設

A……管理運営が良好であった施設

B……管理運営の一部において良好ではない点が認められた施設

第3 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

平成26年度及び平成27年度の事業について実施した。

2 実地監査期間

(1) 福祉保健局 平成28年9月12日及び同月20日

(2) 団 体 平成28年9月15日及び16日

両センターの実地監査期間は、表7のとおりである。

(表7) 両センターの実地監査期間

月 日	施 設 名
9月15日	東京都立東大和療育センター
	東京都立東部療育センター
9月16日	東京都立東大和療育センター
	東京都立東部療育センター

第4 監査の結果

1 公の施設の管理運営について

法人が行っている公の施設の管理運営について、伝票及び証ひょう等により、事業は適切に運営されているかについて検証した。

その結果、監査を実施した限りにおいて、別項指摘事項を除き、事業は目的に沿って適切に運営されていると認められる。

2 指摘事項

(1) 局

ア 財産管理を適切に行うべきもの

局では、両センターにおける指定管理に関する基本協定及び年度協定（注）を法人と締結し、施設、付帯設備、物品等の維持管理に関する業務を行わせている。

ところで、両センターにおける建物等修繕及び工事請負契約について見たところ、表8のとおり、工作物の更新、増設及び備品の取得など東京都の財産が変動しているものが認められた。

しかしながら、局は、法人からこれらの実績報告等を受けておらず、公有財産台帳及び物品管理システムに増加額などが反映されていないことが認められた。

これは、協定で、工事等の内容について報告を求めることになっていないためであり、局は協定を変更した上、工事の内容を把握し、都の財産を適正に管理する必要がある。

局は、指定管理業務における工事等について、財産管理に必要な情報の報告を求め、財産管理を適切に行われたい。

(福祉保健局)

(注) 東京都立東大和療育センターの管理に関する基本協定（平成23.4.1～平成28.3.31）

東京都立東大和療育センターの管理に関する協定（平成26年度、平成27年度）

東京都立東部療育センターの管理に関する基本協定（平成17.11.28～平成27.3.31、平成27.4.1～平成32.3.31）

東京都立東部療育センターの管理に関する協定（平成26年度、平成27年度）

(表8) 財産の変動が認められる工事等の事例

センター	年度 (平成)	契約件名	契約金額 (円)	契約期間	工事等の内容
東大和	26	監視カメラ等の設置	6,480,000	平成27.3.2 ～平成27.3.29	監視カメラ3台撤去・ 6台設置
東部	27	プレイルーム空調機の設置工事	2,958,120	平成27.8.24 ～平成27.9.30	パッケージエアコンの 1台増設
	26	非常用発電機設置工事	5,485,320	平成27.2.20 ～平成27.3.31	ディーゼルエンジン発電 機1台の設置
		薬剤調剤室エアコンの更新及び新設工事	6,980,000	平成27.3.13 ～平成27.3.31	エアコン更新1台・新設 1台
		温度監視ポイントの追加設置工事	530,000	平成26.8.11 ～平成26.8.29	温度測定器の追加設置 3台

(2) 局及び団体

ア 契約事務を適切に行うべきもの

両センターでは、契約において規程（注1）により「合理的な理由により、競争入札に付することが適当でないと認められる場合においては、随意契約によるものとする」としている。

ところで、両センターにおける業務委託契約を見たところ、表9のとおり、受託者以外の者でも十分に対応できる業務について、特命随意契約にて契約している事例が認められた。

これは、契約の公正性、経済性の観点から適切でない。

両センターは、競争による契約に改めるよう、契約事務を適切に行われたい。

局は、両センター（法人）に対し、特命随意契約の契約事務について適切に指導されたい。

（社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会）

（福祉保健局）

（注1）社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会東京都立東大和療育センター及び東京都立東部療育センター財務規程第61条

（表9）競争入札を導入すべき特命委託契約（単位：円）

件名	契約金額（注2）	
	東大和療育センター	東部療育センター
建物管理等委託	—	148,717,080
設備管理業務委託	70,575,040	—
給食業務委託	—	81,891,000
送迎バス運行業務委託	58,528,000	65,774,592
医事業務の委託	65,188,800	44,459,280
中央滅菌材料室等業務委託	—	21,610,800
医療器具滅菌業務委託	—	7,270,398
洗濯業務の委託	—	5,572,800
一般廃棄物及び産業廃棄物の処理委託	—	5,430,456

（注2）契約期間は、平成27.4.1～平成28.3.31

第5 指定管理料の内訳

1 指定管理料

平成25年度、平成26年度及び平成27年度の各センターの指定管理料精算額内訳は、表10及び表11のとおりである。

(表10) 東京都立東大和療育センター指定管理料精算額内訳 (単位：円)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人件費	1,486,777,354	1,542,322,960	1,539,743,542
給料	676,896,830	692,777,154	684,493,399
給与諸手当	566,391,622	589,054,834	605,564,858
その他人件費	243,488,902	260,490,972	249,685,285
管理事務費	482,616,149	483,378,376	508,728,927
報酬等	91,856,790	85,693,938	100,826,126
事務諸経費	390,759,359	397,684,438	407,902,801
建物維持管理費	299,684,175	292,289,082	277,183,324
光熱水費	103,140,741	107,338,634	96,373,314
電話料	1,609,907	1,711,366	1,313,968
建物保守委託費	160,463,267	163,921,451	163,950,232
建物補修費	34,470,260	19,317,631	15,545,810
患者費	213,778,380	204,986,931	196,935,453
患者材料費	141,695,712	141,437,911	136,442,295
患者諸経費	72,082,668	63,549,020	60,493,158
措置費	73,718,734	74,670,084	78,597,659
措置材料費	48,611,991	50,132,378	53,033,707
措置諸経費	25,106,743	24,537,706	25,563,952
看護師確保緊急対策事業	1,627,600	886,248	404,000
処遇改善事業	9,843,461	9,899,860	4,484,480
積立金(注)	19,665,208	3,564,567	0
精算額合計(A)	2,587,711,061	2,611,998,108	2,606,077,385
協定額(B)	2,589,882,070	2,613,275,000	2,612,373,000
戻入額(C)	2,171,009	1,276,892	6,295,615
精算後(A=B-C)	2,587,711,061	2,611,998,108	2,606,077,385

(表 1 1) 東京都立東部療育センター指定管理料精算額内訳

(単位：円)

区 分	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度
人件費	1,539,246,848	1,522,405,031	1,566,230,188
給料	679,890,150	668,075,789	678,997,098
給与諸手当	629,884,981	634,302,392	662,085,766
その他人件費	229,471,717	220,026,850	225,147,324
管理事務費	518,233,589	525,549,030	535,388,035
報酬等	91,700,203	88,884,457	95,101,261
事務諸経費	426,533,386	436,664,573	440,286,774
建物維持管理費	282,998,046	301,876,738	283,895,337
光熱水費	110,008,635	113,797,604	106,452,905
電話料	1,827,265	1,903,894	1,896,347
建物保守委託費	143,220,000	147,160,800	148,717,080
建物補修費	27,942,146	39,014,440	26,829,005
患者費	212,774,631	197,250,721	171,815,433
患者材料費	142,555,218	145,878,403	138,010,599
患者諸経費	70,219,413	51,372,318	33,804,834
措置費	102,450,152	114,638,171	101,626,646
措置材料費	28,245,450	28,180,317	30,039,182
措置諸経費	74,204,702	86,457,854	71,587,464
看護師確保緊急対策事業	1,411,710	421,501	357,030
処遇改善事業	9,158,040	9,223,683	8,992,005
積立金(注)	3,374,734	0	2,787,361
精算額合計(A)	2,669,647,750	2,671,364,875	2,671,092,035

協定額(B)	2,672,915,630	2,675,156,000	2,673,117,000
戻入額(C)	3,267,880	3,791,125	2,024,965
精算後(A=B-C)	2,669,647,750	2,671,364,875	2,671,092,035

(注) 積立金は、各センターの基本協定において、残余金の積立ができるとしているものであり、修繕・備品等購入、人件費への積立(都帰属財産)を行うことができるものである。